

兵庫県警察公文書管理規程

令和3年1月19日
本部告示第17号

〔沿革〕 令和3年3月本部告示第95号、4年9月第298号、5年3月第87号改正、7年9月第278号改正

兵庫県警察公文書管理規程を次のように定める。

兵庫県警察公文書管理規程

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 管理体制（第3条―第8条）
- 第3章 文書の作成等（第9条―第12条）
- 第4章 公文書の整理（第13条―第15条）
- 第5章 公文書の保存（第16条）
- 第6章 公文書ファイル管理簿（第17条・第18条）
- 第7章 移管、廃棄又は保存期間の延長（第19条―第21条）
- 第8章 点検及び監査並びに管理状況の報告等（第22条―第24条）
- 第9章 研修等（第25条―第28条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、公文書等の管理に関する条例（令和元年兵庫県条例第10号。以下「公文書管理条例」という。）第11条第1項の規定に基づき、兵庫県警察における公文書の管理に關して必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公文書 警察職員が職務上作成し、又は取得した文書（図画及び写真（文書、図画及び写真を撮影したマイクロフィルムを含む。）並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）であつて、警察職員が組織的に用いるものとして、警察本部長（以下「本部長」という。）が保有しているものをいう。ただし、公文書管理条例第2条第3項各号に掲げるものを除く。
- (2) 公文書ファイル等 兵庫県警察における能率的な事務又は事業の処理及び公文書の適切な保存に資するよう、相互に密接な関連を有する公文書を一の集合物にまとめたもの（以下「公文書ファイル」という。）及び単独で管理している公文書をいう。
- (3) 所属 兵庫県警察の組織に関する規則（昭和52年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条、第9条、第14条第2項及び第3項、第24条、第29条、第33条並びに第40条に規

定する課、室、所、場及び隊、第 46 条第 2 項に規定する市警察部庶務課、第 46 条の 2 第 3 項に規定する方面本部、第 46 条の 3 第 3 項に規定する課（以下「サイバーセキュリティ・捜査高度化センターの課、第 47 条に規定する警察学校並びに警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和 35 年兵庫県条例第 28 号）別表に掲げる警察署をいう。

(4) 所属長 所属の長をいう。

(5) 所属長補佐等 兵庫県警察組織規程（昭和 58 年兵庫県警察本部訓令第 2 号。以下「組織規程」という。）に定める課長補佐、室長補佐、所長補佐、科長、場長補佐、隊長補佐、中隊長、補佐官及び校長補佐をいう。

第 2 章 管理体制

（総括文書管理者）

第 3 条 警察本部（以下「本部」という。）に、総括文書管理者を置く。

2 総括文書管理者は、総務部長をもって充てる。

3 総括文書管理者は、次に掲げる事務を行うものとする。

(1) 公文書ファイル管理簿（第 17 条第 1 項に規定する公文書ファイル管理簿をいう。第 5 条第 3 項第 4 号において同じ。）及び移管・廃棄簿（第 18 条第 2 項に規定する移管・廃棄簿をいう。第 5 条第 3 項第 5 号において同じ。）の調製

(2) 公文書の管理に関する必要な改善措置の実施

(3) 公文書の管理に関する研修の実施

(4) 組織の新設、改正又は廃止に伴う公文書の管理に関する必要な措置

(5) 公文書ファイル等の保存に関する要領その他の必要な細則の整備

(6) 前各号に掲げるもののほか、公文書の管理に関する事務の総括

（副総括文書管理者）

第 4 条 本部に、副総括文書管理者を置く。

2 副総括文書管理者は、総務部総務課長をもって充てる。

3 副総括文書管理者は、前条第 3 項各号に掲げる事務について、総括文書管理者を補佐するものとする。

（文書管理者）

第 5 条 所属に、文書管理者を置く。

2 文書管理者は、所属長をもって充てる。

3 文書管理者は、所掌事務に関する公文書について、次に掲げる事務を行うものとする。

(1) 整理

(2) 保存

(3) 保存期間（公文書管理条例第 5 条第 5 項に規定する保存期間をいう。第 15 条第 1 項及び第 4 項並びに別表第 1 を除き、以下同じ。）が満了したときの措置の設定

(4) 公文書ファイル管理簿への記載

(5) 保存期間満了後の知事への移管又は廃棄（移管・廃棄簿への記載を含む。）

(6) 保存期間及び保存期間の満了する日の延長

(7) 管理状況の点検

(8) 公文書の作成の指示、公文書の整理その他公文書の管理に関する職員の指導

(9) 前各号に掲げるもののほか、公文書の管理に関し必要な事務

(副文書管理者)

第6条 所属に、副文書管理者を置く。

2 副文書管理者は、次の各号に掲げる所属の区分に応じて、当該各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 本部の課、室、所及び場並びに市警察部庶務課及びサイバーセキュリティ・捜査高度化センターの課 次席
- (2) 刑事部機動捜査隊、刑事部組織犯罪対策局特殊詐欺特別捜査隊、生活安全部生活安全特別捜査隊、地域部第一機動パトロール隊、地域部第二機動パトロール隊、地域部鉄道警察隊、交通部交通機動隊、交通部高速道路交通警察隊及び警備部機動隊 副隊長
- (3) 方面本部 方面本部長が指定する警視の階級にある警察官
- (4) 警察学校 副校長
- (5) 警察署 副署長又は次長

3 副文書管理者は、前条第3項各号に掲げる事務について、文書管理者を補佐するものとする。

(文書主任)

第7条 所属に、文書主任を置く。

2 文書主任は、原則として、本部の所属（市警察部庶務課、方面本部、サイバーセキュリティ・捜査高度化センターの課及び警察学校を含む。）にあつては所属長補佐等を、警察署にあつては課（警備派出所を含む。）の長をもって充てる。

3 文書主任は、担任する事務に関する公文書の管理について、文書管理者の事務を補佐するものとする。

(職員の責務)

第8条 警察職員は、公文書管理条例の規定に基づき、関連する法令並びに条例及び規則並びに総括文書管理者及び文書管理者の指示に従い、公文書を適正に管理しなければならない。

第3章 文書の作成等

(文書の作成の原則)

第9条 警察職員は、事務又は事業の処理に当たっては、公文書管理条例第4条の規定に基づき、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならない。

2 警察職員は、法律若しくはこれに基づく命令、条例、規則又は他の規程（以下「法令等」という。）の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）により文書を作成することが規定されている場合、文書を電磁的記録により管理することによって事務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがある場合その他特別の事情がある場合を除き、原則として、電磁的記録により文書を作成しなければならない。

(別表第1の事務に係る文書の作成)

第10条 警察職員は、別表第1に掲げる事務については、同表に掲げる事務の区分に応じ、同表に定める公文書の類型を参酌して、文書を作成しなければならない。

(適切かつ効率的な文書の作成)

第11条 警察職員は、文書の作成に当たっては、その内容について、複数の警察職員による確認を経る等の措置を講じ、文書の正確性を確保するよう努めなければならない。

2 警察職員は、文書の作成に当たっては、常用漢字表（平成 22 年内閣告示第 2 号）、現代仮名遣い（昭和 61 年内閣告示第 1 号）、送り仮名の付け方（昭和 48 年内閣告示第 2 号）、外来語の表記（平成 3 年内閣告示第 2 号）その他の総括文書管理者が示す基準に従い、分かりやすい用字用語で的確かつ簡潔に作成しなければならない。

3 総括文書管理者及び文書管理者は、文書の作成に当たって反復利用が可能な様式、資料等の情報を警察職員の利用に供する等の方法により、警察職員による適切かつ効率的な文書の作成に資する措置を講ずるよう努めなければならない。

（文書の取得等）

第 12 条 文書主任は、警察職員が職務上取得した文書について、受領した日付を後日検証する必要が生ずると認められる場合その他必要があると認める場合には、別に定めるところにより收受の措置を講じなければならない。

第 4 章 公文書の整理

（公文書ファイル）

第 13 条 文書管理者は、単独で管理することが適当であると認める公文書を除き、適時に、相互に密接な関連を有する公文書を公文書ファイルにまとめなければならない。

（公文書ファイル等の分類）

第 14 条 文書管理者は、所掌事務の性質、内容等に応じて、その管理する公文書ファイル等の分類に関する基準（以下「分類基準」という。）を定め、当該分類基準に従い、公文書ファイル等を分類しなければならない。この場合において、別表第 1 に掲げる事項に係る公文書ファイル等については、同表に掲げる事務の区分に応じ、同表に定める公文書の類型を参酌して分類するものとする。

2 文書管理者は、分類基準を定め、又は変更したときは、総括文書管理者に報告しなければならない。

（名称及び保存期間等の設定）

第 15 条 文書管理者は、公文書ファイル等に分かりやすい名称を付し、公文書ファイル等の保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。この場合において、別表第 1 に掲げる事務に係る公文書ファイル等については、同表に定める保存期間の設定基準に従い、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

2 文書管理者は、次に掲げる公文書ファイル等については、1 年以上の保存期間を設定しなければならない。

(1) 所属における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該所属の事務及び事業の実績を跡付け、又は検証するために必要となる公文書ファイル等

(2) 公文書管理条例第 5 条第 5 項の規定により保存期間満了後に一般の利用に供するための歴史資料として保存すべき公文書ファイル等

3 公文書ファイル等の保存期間の起算日は、公文書ファイル等を作成し、又は取得した日（以下「文書作成取得日」という。）の属する年の翌年（会計年度により管理することが適当なもの（以下「年度文書」という。）にあっては、その文書作成取得日の属する会計年度の翌会計年度。以下この項において同じ。）の初日とする。ただし、文書作成取得日から 1 年以内の日であって翌年の初日以外の日を起算日とすることが適当であると文書管理者が認める場合にあっては、その日とする。

- 4 前項の規定は、文書作成取得日においては不確定である期間を保存期間とする公文書ファイル等については、適用しない。

第5章 公文書の保存

第16条 総括文書管理者は、本部長が保有する公文書ファイル等の適切な保存に資するよう、公文書ファイル保存要領を定めるものとする。

- 2 公文書ファイル保存要領には、記録媒体に応じた公文書の保存場所、保存方法その他公文書の適切な保存を確保するための措置を記載しなければならない。
- 3 文書管理者は、公文書ファイル等を、公文書ファイル保存要領に従い、当該公文書ファイル等の保存期間の満了する日までの間、適切に保存しなければならない。
- 4 文書管理者は、法令等の規定において書面等により公文書を保存することが規定されている場合、公文書を電磁的記録により管理することによって事務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがある場合その他特別の事情がある場合を除き、原則として、電磁的記録により公文書を保存しなければならない。

第6章 公文書ファイル管理簿

(公文書ファイル管理簿の調製及び公表)

第17条 総括文書管理者は、本部長が保有する公文書ファイル等（保存期間が1年以上のものに限る。以下この項及び次条において同じ。）に係る次に掲げる事項を記載した帳簿（以下「公文書ファイル管理簿」という。）を調製しなければならない。

- (1) 分類
- (2) 名称
- (3) 保存期間
- (4) 保存期間の満了する日
- (5) 保存期間が満了したときの措置
- (6) 保存場所
- (7) 文書作成取得日の属する年又は年度
- (8) 文書作成取得日における文書管理者
- (9) 保存期間の起算日
- (10) 媒体の種別
- (11) 公文書ファイル等に係る文書管理者

- 2 総括文書管理者は、公文書ファイル管理簿を、別に定める事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、インターネットで公表しなければならない。

(公文書ファイル管理簿への記載)

第18条 文書管理者は、その管理する公文書ファイル等の現況について、毎年少なくとも1回、前条第1項各号に掲げる事項を公文書ファイル管理簿に記載しなければならない。

- 2 文書管理者は、保存期間が満了した公文書ファイル等について、第20条第1項の規定により知事への移管又は廃棄をしたときは、公文書ファイル管理簿における当該公文書ファイル等に関する記載を削除するとともに、当該公文書ファイル等の名称、移管又は廃棄の日その他の必要な事項を帳簿（以下「移管・廃棄簿」という。）に記載しなければならない。

3 公文書ファイル管理簿又は移管・廃棄簿への記載に当たっては、記載すべき事項の全部又は一部が情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号）第6条に規定する非公開情報に該当する場合には、当該非公開情報を明示しないようにしなければならない。

第7章 移管、廃棄又は保存期間の延長

（保存期間が満了したときの措置）

第19条 文書管理者は、公文書ファイル等について、別表第2に定める保存期間が満了したときの措置の設定基準に従い、保存期間の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置として、知事への移管又は廃棄のいずれの措置を講ずるかを決定しなければならない。

（移管又は廃棄）

第20条 文書管理者は、保存期間が満了した公文書ファイル等について、前条の規定による決定に基づき、知事への移管又は廃棄をしなければならない。

2 文書管理者は、保存期間が1年未満の公文書ファイル等を保存期間が満了したものとして廃棄しようとするときは、当該公文書ファイル等が第15条第2項各号に該当しないかを確認しなければならない。

（保存期間の延長）

第21条 文書管理者は、次の各号に掲げる公文書ファイル等については、当該各号に定める期間が経過する日までの間、当該公文書ファイル等の保存期間及び保存期間の満了する日を延長しなければならない。

- (1) 現に監査、検査等の対象になっているもの 当該監査、検査等が終了するまでの間
- (2) 現に係属している訴訟における手続上の行為をするために必要とされるもの 当該訴訟が終結するまでの間
- (3) 現に係属している不服申立てにおける手続上の行為をするために必要とされるもの 当該不服申立てに対する裁決又は決定の日の翌日から起算して1年間
- (4) 情報公開条例第5条第1項に規定する公開請求があったもの 同条例第16条の4に規定する公開決定等の日の翌日から起算して1年間
- (5) 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第76条第1項の規定による開示の請求があったもの 同法第78条第1項第4号に規定する開示決定等の日の翌日から起算して1年間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、当該公文書ファイル等について現に請求、争訟等の対象となっているもの 当該請求、争訟等の処理に必要な期間

2 文書管理者は、保存期間が満了する公文書ファイル等について、その職務の遂行上必要があると認めるときは、その必要な限度において、一定の期間を定めて当該公文書ファイル等の保存期間及び保存期間の満了する日を延長することができる。

第8章 点検及び監査並びに管理状況の報告等

（点検及び監査）

第22条 文書管理者は、その管理する公文書の管理状況について、毎年少なくとも1回、点検を行い、その結果を総括文書管理者に報告しなければならない。

2 総括文書管理者は、必要があると認めるときは、公文書の管理状況について監査を行うものとする。

3 総括文書管理者は、第1項の点検又は前項の監査の結果を踏まえ、公文書の管理について必要な措置を講ずるものとする。

(紛失等への対応)

第23条 文書管理者は、公文書ファイル等の紛失及び誤廃棄が明らかとなった場合は、直ちに総括文書管理者に報告しなければならない。

2 総括文書管理者は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに被害の拡大防止等のために必要な措置を講ずるものとする。

(管理状況の報告)

第24条 総括文書管理者は、公文書ファイル管理簿の記載状況その他の公文書の管理状況について、毎年度、知事に報告するものとする。

第9章 研修等

(研修)

第25条 総括文書管理者は、警察職員に対し、公文書の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、又は向上させるために必要な研修を行うものとする。

2 文書管理者は、総括文書管理者その他の機関が実施する公文書の管理に関する研修に警察職員を積極的に参加させなければならない。

(他の法令等との関係)

第26条 法令等の規定により、文書の作成、公文書の整理、保存又は廃棄その他の公文書の管理に関する事項について特別の定めが設けられているときは、当該法令等の定めるところによる。

(出資法人の指定の告示)

第27条 本部長は、公文書管理条例第16条に規定する法人を定めたときは、当該法人の名称を告示するものとする。

(補則)

第28条 この規程に定めるもののほか、公文書の管理に関して必要な事項は、本部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(兵庫県警察文書管理規程の廃止)

2 兵庫県警察文書管理規程(平成13年兵庫県警察本部告示第520号)は、廃止する。

附 則 (令和3年3月19日本部告示第95号)

この告示は、令和3年3月22日から施行する。

附 則 (令和4年9月13日本部告示第298号)

この告示は、令和4年9月14日から施行する。

附 則 (令和5年3月17日本部告示第87号)

この告示は、令和5年3月24日から施行する。ただし、第21条の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年9月2日本部告示第278号)

この告示は、令和7年9月9日から施行する。

別表第1（第10条、第14条、第15条関係）

公文書の類型及び保存期間の設定基準

1 条例又は規則の制定又は改廃に関する事項（兵庫県公安委員会又は本部長が主管するものに限る。）

事務の区分	公文書の類型	保存期間の設定基準	具体例
(1) 立案の検討	ア 立案基礎文書	30年	基本方針、基本計画、知事協議等の資料及び記録等
	イ 審議会等文書		諮問、配付資料、議事の記録、答申、報告等
	ウ 調査研究文書		国、他の地方公共団体等の状況調査、関係団体等のヒアリング等
(2) 条例案等の審査	審査の過程を示す文書		関係課協議資料、法制審議会資料、法制審議会における質疑等
(3) 県民意見提出手続	県民意見提出手続文書		意見募集資料（条例案骨子等）、提出された意見、提出された意見の概要とこれに対する考え方等
(4) 関係機関との協議	協議文書		協議資料、質問又は意見及びこれらに対する回答等
(5) 条例案の作成又は規則の公布のための決裁	決裁文書		議案、公布案等
(6) 議会審議	議会審議文書		説明資料（議案説明資料、常任委員会資料等）、想定問答、答弁原稿、質疑記録等
(7) 公布・公表	公布・公表文書	知事署名原本等	
	調査研究文書	国、他の地方公共団体等の状況調査、関係団体等のヒアリング等	
(8) 解釈又は運用の基準の設定	決裁文書	告示、解釈通知、逐条解説、ガイドライン、解釈運用の手引等	

2 公安委員会規則、公安委員会訓令、本部訓令、通達等の制定又は改廃に関する事項

事務の区分	公文書の類型	保存期間の設定基準	具体例
-------	--------	-----------	-----

(1) 公安委員会規則の制定又は改廃に関する事務	公安委員会規則の制定又は改廃に関する決裁文書	30年	規則案、説明資料等
(2) 公安委員会訓令の制定又は改廃に関する事務	ア 公安委員会訓令の制定又は改廃に関する決裁文書で特に重要なもの	30年	訓令案、説明資料等
	イ 公安委員会訓令の制定又は改廃に関する決裁文書（アに掲げるものを除く。）	10年	訓令案、説明資料等
(3) 本部訓令の制定又は改廃に関する事務	ア 本部訓令の制定又は改廃に関する決裁文書で特に重要なもの	30年	訓令案、説明資料等
	イ 本部訓令の制定又は改廃に関する決裁文書（アに掲げるものを除く。）	10年	訓令案、説明資料等
(4) 通達等	ア 通達等の制定又は改廃に関する決裁文書で特に重要なもの	10年	通達案、説明資料等
	イ 通達等の制定又は改廃に関する決裁文書（アに掲げるものを除く。）	3年	通達案、説明資料等

3 会議又は協議による政策の決定に関する事項

事務の区分	公文書の類型	保存期間の設定基準	具体例
政策の決定を伴う会議又は協議	会議・協議文書	30年	会議資料、協議資料、記録等

4 行政処分、不服申立て、訴訟その他の個人又は法人の権利義務の得喪に関する事項

事務の区分	公文書の類型	保存期間の設定基準	具体例
(1) 審査基準、処分基準、行政指導指針及び標準処理期間に関する立案の検討	ア 審議会等文書	10年	諮問、配付資料、議事の記録、答申、報告等
	イ 調査研究文書		国、他の地方公共団体等の状況調査、関係団体等のヒアリング等
	ウ 県民意見提出手続文書		意見募集資料、提出された意見、提出された意見の概要とこれに対する考え方等

	エ 審査基準、処分基準又は行政指導指針を定めるための決裁文書		審査基準案、処分基準案、行政指導指針案等
	オ 標準処理期間を定めるための決裁文書		標準処理期間案
(2) 許認可等に関する事務	決裁文書その他許認可等に至る過程が記録された文書	許認可等の効力が消滅する日に係る特定日以後5年	審査案、理由等
(3) 不利益処分に関する事務	決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書	5年	処分案、理由等
(4) 補助金等の交付に関する事務	ア 交付の要件に関する文書	交付に係る事業が終了する日に係る特定日以後5年	交付規則、交付要綱、実施要領、審査要領、選考基準等
	イ 決裁文書その他交付に至る過程が記録された文書		審査案、理由等
	ウ 補助事業等実績報告書		実績報告書
(5) 不服申立てに関する審議会等における検討	ア 不服申立書又は口頭による不服申立てにおける陳述の内容を録取した文書	裁決、決定その他の処分がされる日に係る特定日以後10年	不服申立書、口頭による不服申立ての録取書等
	イ 審議会等文書		諮問、配付資料、議事の記録、答申、報告等
	ウ 裁決、決定その他の処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書		弁明書、反論書、審理員の意見書等
	エ 裁決書又は決定書		裁決書、決定書等
(6) 兵庫県又は兵庫県公安委員会若しくは兵庫県警察を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する事務	ア 訴訟の提起に関する文書	訴訟が終結する日に係る特定日以後10年	訴状、訴えの提起又は応訴に係る決裁文書、訴訟代理人の選任に関する文書等
	イ 訴訟における主張又は立証に関する文書		答弁書、準備書面、各種申立書、証人等調書、書証等
	ウ 判決書又は和解調書		判決書、和解調書等

5 予算及び決算に関する事項

事務の区分	公文書の類型	保存期間の	具体例
-------	--------	-------	-----

		設定基準	
(1) 歳入、歳出、繰越明許費等の見積に関する書類の作製その他の予算に関する事務	ア 歳入、歳出、繰越明許費等の見積に関する書類の作製その他の予算に関する重要な経緯が記録された文書	30年	予算編成方針、要求書等
	イ アに掲げるもののほか、予算の成立に至る過程が記録された文書		予算査定書等
	ウ 歳入歳出予算及び債務負担行為の配当に関する文書	10年	予算の配当要求書、予算の配当通知書等
(2) 歳入歳出決算報告その他の決算に関する事務	ア 歳入歳出決算書並びにその作製の基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書	10年	歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書等
	イ 監査委員に提出した文書		審査意見書等
	ウ 監査委員の監査を受けた結果に関する文書		
	エ アからウまでに掲げるもののほか、決算の提出に至る過程が記録された文書		調書等

6 職員の人事に関する事項

事務の区分	公文書の類型	保存期間の設定基準	具体例
(1) 人事記録	職員の人事に関する文書	常用	採用、昇任、昇格、処分等に関する記録
(2) 職員の研修の実施に関する計画の立案の検討その他の職員の研修に関する事務	ア 計画の制定又は改廃をするための決裁文書	10年	計画案等
	イ 職員の研修の実施状況が記録された文書		実績等
(3) 職員の兼業の許可に関する事務	許可の申請書及び申請に対する許可に関する文書	許可の効力が消滅する日に係る特定日以後3年	申請書、通知書等
(4) 退職手当の支給に関する事務	退職手当の支給に関する決定の内容が記録さ	支給制限その他の支給に関する	調書等

	れた文書及び当該決定に至る過程が記録された文書	処分を行うことができる期間又は5年のいずれか長い期間	
--	-------------------------	----------------------------	--

7 その他の事項

事務の区分	公文書の類型	保存期間の設定基準	具体例
(1) 告示の制定又は改廃に関する事務（1の部から6の部までに掲げるものを除く。）	ア 告示の制定又は改廃に関する決裁文書で特に重要なもの	30年	起案文書、議事録、説明資料、公報原稿等
	イ 告示の制定又は改廃に関する決裁文書（アに掲げるものを除く。）	10年	
(2) 組織及び定員に関する事務	組織及び定員の要求及び決定に関する文書並びにその基礎となった意思決定及び意思決定に至る過程が記録された文書	10年	組織要求書、定員要求書、知事協議等の資料及び記録、定員管理計画等
(3) 栄典又は表彰に関する事務	決裁文書及び伝達の文書	10年	選考基準、選考案、伝達、受章者名簿等
(4) 議会における審議（1の部から6の部までに掲げるものを除く。）	議会審議文書	10年	説明資料、想定問答、答弁原稿、質疑記録等
(5) 審議会等における審議（1の部から6の部までに掲げるものを除く。）	審議会等文書	10年	諮問、配付資料、議事の記録、答申、報告等
(6) 公文書の管理	ア 公文書ファイル管理簿その他の業務に常時利用するものとして継続的に保存すべき公文書	常用	公文書ファイル管理簿等
	イ 公文書ファイル等の移管又は廃棄の状況が記録された帳簿	30年	移管・廃棄簿等

注 1 「立案基礎文書」とは、立案の基礎となった兵庫県公安委員会又は兵庫県警察の運営に関する基本方針又は重要な事項に係る意思決定及びこれらに至る過程が記録された文書をいう。

2 「審議会等文書」とは、審議会等に検討のための資料として提出された文書及び審議会等の議事、答申、建議、報告、意見等が記録された文書その他審議会等における決定若しくは了解又はこれらに至る過程が記録された文書をいう。

- 3 「調査研究文書」とは、調査又は研究の結果及び当該結果に至る過程が記録された文書をいう。
- 4 「条例案等」とは、条例及び規則の制定又は改廃に関する案をいう。
- 5 「県民意見提出手続文書」とは、県民意見提出手続の実施及び結果の公示に関する決裁文書をいう。
- 6 「決裁文書」とは、意思決定の権限を有する者が押印、署名又はこれらに類する行為を行うことにより、その内容を兵庫県公安委員会又は兵庫県警察の意思として決定し、又は確認した文書をいう。
- 7 「議会審議文書」とは、議会における議案の趣旨の説明又は審議の内容が記録された文書、議会において想定される質問に対する回答に関する文書その他の議会審議に関する文書をいう。
- 8 「公安委員会訓令」とは、公安委員会の警察に対する一般的な指揮命令に係る文書をいう。
- 9 「本部訓令」とは、本部長の警察職員に対する職務上の基本的な指揮命令に係る文書をいう。
- 10 「通達等」とは、法令の解釈及び運用の指針、事務執行上の具体的な処理要領等に関する文書をいう。
- 11 「審査基準」とは、行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第8号ロの審査基準及び行政手続条例（平成7年兵庫県条例第22号）第5条第1項の審査基準をいう。
- 12 「処分基準」とは、行政手続法第2条第8号ハの処分基準及び行政手続条例第12条第1項の処分基準をいう。
- 13 「行政指導指針」とは、行政手続法第2条第8号ニの行政指導指針及び行政手続条例第34条の事項をいう。
- 14 「標準処理期間」とは、行政手続法第6条の標準的な期間及び行政手続条例第6条の標準的な期間をいう。
- 15 「許認可等」とは、行政手続法第2条第3号の許認可等及び行政手続条例第2条第1項第4号の許認可等をいう。
- 16 「不利益処分」とは、行政手続法第2条第4号の不利益処分及び行政手続条例第2条第1項第5号の不利益処分をいう。
- 17 「補助金等」とは、県が県以外の者に対して交付する補助金、負担金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第11条第3項の規定による歳出予算の節の区分が負担金、補助及び交付金に属するものとして交付するものをいう。
- 18 「特定日」とは、保存期間が確定することとなる日（以下「確定日」という。）の属する年の翌年（年度文書にあつては、その確定日の属する会計年度の翌会計年度。以下同じ。）の初日（当該確定日から1年以内の日であつて、当該確定日の属する年の翌年の初日以外の日を特定日とすることが適当であると文書管理者が認める場合にあつては、その日）をいう。

19 「審議会等」とは、審議会その他の合議制の機関又は専門的知識を有する者等を構成員とする懇談会その他の会合をいう。

別表第2（第19条関係）

保存期間が満了したときの措置の設定基準

第1 知事に移管する文書の選別基準

次のいずれかに該当する文書は、知事に移管し、一般の利用に供するための歴史資料としての保存の措置を講ずることとする。

- (1) 兵庫県公安委員会又は兵庫県警察の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録された文書
- (2) 県民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された文書
- (3) 県民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された文書
- (4) 県の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録された文書

第2 別表第1に掲げる事項に係る公文書ファイル等の保存期間が満了したときの措置の設定基準等

1 別表第1に掲げる事項に係る文書の保存期間が満了したときの措置は、次の表に定めるとおりとする。

- (1) 条例又は規則の制定又は改廃に関する事項（兵庫県公安委員会又は本部長が主管するものに限る。）

事務の区分	公文書の類型	保存期間が満了したときの措置
ア 立案の検討	(ア) 立案基礎文書	移管
	(イ) 審議会等文書	
	(ウ) 調査研究文書	
イ 条例案等の審査	審査の過程を示す文書	
ウ 県民意見提出手続	県民意見提出手続文書	
エ 関係機関との協議	協議文書	
オ 条例案の作成又は規則の公布のための決裁	決裁文書	
カ 議会審議	議会審議文書	
キ 公布・公表	公布・公表文書	
ク 解釈又は運用の基準の設定	調査研究文書	
	決裁文書	

- (2) 公安委員会規則、公安委員会訓令、本部訓令、通達等の制定又は改廃に関する事項

事務の区分	公文書の類型	保存期間が満了したときの措置
ア 公安委員会規則の制定又は改廃に関する事務	公安委員会規則の制定又は改廃に関する決裁文書	移管

イ 公安委員会訓令の制定又は改廃に関する事務	(ア) 公安委員会訓令の制定又は改廃に関する決裁文書で特に重要なもの	移管
	(イ) 公安委員会訓令の制定又は改廃に関する決裁文書 ((ア) に掲げるものを除く。)	廃棄
ウ 本部訓令の制定又は改廃に関する事務	(ア) 本部訓令の制定又は改廃に関する決裁文書で特に重要なもの	移管
	(イ) 本部訓令の制定又は改廃に関する決裁文書 ((ア) に掲げるものを除く。)	廃棄
エ 通達等	(ア) 通達等の制定又は改廃に関する決裁文書で特に重要なもの	廃棄
	(イ) 通達等の制定又は改廃に関する決裁文書 ((ア) に掲げるものを除く。)	

(3) 会議又は協議による政策の決定に関する事項

事務の区分	公文書の類型	保存期間が満了したときの措置
政策の決定を伴う会議又は協議	会議・協議文書	移管

(4) 行政処分、不服申立て、訴訟その他の個人又は法人の権利義務の得喪に関する事項

事務の区分	公文書の類型	保存期間が満了したときの措置
ア 審査基準、処分基準、行政指導指針及び標準処理期間に関する立案の検討	(ア) 審議会等文書	移管
	(イ) 調査研究文書	
	(ウ) 県民意見提出手続文書	
	(エ) 審査基準、処分基準又は行政指導指針を定めるための決裁文書	
	(オ) 標準処理期間を定めるための決裁文書	
イ 許認可等に関する事務	決裁文書その他許認可等に至る過程が記録された文書	次に掲げる文書は移管、その他の文書は廃棄 (ア) 公益法人等の設立若しくは廃止又は指導監督等に関する文書 (イ) 重要な公益事業に関する文書

ウ 不利益処分に関する事務	決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書	廃棄
エ 補助金等の交付に関する事務	(ア) 交付の要件に関する文書	移管
	(イ) 決裁文書その他交付に至る過程が記録された文書	廃棄
	(ウ) 補助事業等実績報告書	
オ 不服申立てに関する審議会等における検討	(ア) 不服申立書又は口頭による不服申立てにおける陳述の内容を録取した文書	法令の解釈、政策立案等に影響を与えた事件に関する文書は移管、その他の文書は廃棄
	(イ) 審議会等文書	
	(ウ) 裁決、決定その他の処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書	
	(エ) 裁決書又は決定書	
カ 兵庫県又は兵庫県公安委員会若しくは兵庫県警察を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する事務	(ア) 訴訟の提起に関する文書	法令の解釈、政策立案等に影響を与えた事件に関する文書は移管、その他の文書は廃棄
	(イ) 訴訟における主張又は立証に関する文書	
	(ウ) 判決書又は和解調書	

(5) 予算及び決算に関する事項

事務の区分	公文書の類型	保存期間が満了したときの措置
ア 歳入、歳出、繰越明許費等の見積に関する書類の作製その他の予算に関する事務	(ア) 歳入、歳出、繰越明許費等の見積に関する書類の作製その他の予算に関する重要な経緯が記録された文書	予算に関する重要な経緯が記録された文書は移管、その他の文書は廃棄
	(イ) (ア)に掲げるもののほか、予算の成立に至る過程が記録された文書	
	(ウ) 歳入歳出予算及び債務負担行為の配当に関する文書	
イ 歳入歳出決算報告その他の決算に関する事務	(ア) 歳入歳出決算書並びにその作製の基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書	決算に関する重要な経緯が記録された文書は移管、その他の文書は廃棄
	(イ) 監査委員に提出した文書	
	(ウ) 監査委員の監査を受けた結果に関する文書	
	(エ) (ア)から(ウ)までに掲げるもののほか、決算の提出に至る過程が記録された文書	

(6) 職員の人事に関する事項

事務の区分	公文書の類型	保存期間が満了したときの措置
ア 人事記録	職員の人事に関する文書	廃棄
イ 職員の研修の実施に関する計画の立案の検討その他の職員の研修に関する事務	(ア) 計画の制定又は改廃をするための決裁文書	
	(イ) 職員の研修の実施状況が記録された文書	
ウ 職員の兼業の許可に関する事務	許可の申請書及び申請に対する許可に関する文書	
エ 退職手当の支給に関する事務	退職手当の支給に関する決定の内容が記録された文書及び当該決定に至る過程が記録された文書	

(7) その他の事項

事務の区分	公文書の類型	保存期間が満了したときの措置
ア 告示の制定又は改廃に関する事務（(1)の部から(6)の部までに掲げるものを除く。）	(ア) 告示の制定又は改廃に関する決裁文書で特に重要なもの	移管
	(イ) 告示の制定又は改廃に関する決裁文書（(ア)に掲げるものを除く。）	廃棄
イ 組織及び定員に関する事務	組織及び定員の要求及び決定に関する文書並びにその基礎となった意思決定及び意思決定に至る過程が記録された文書	移管
ウ 栄典又は表彰に関する事務	決裁文書及び伝達の文書	次の文書は移管、その他の文書は廃棄 (ア) 叙位、叙勲又は褒章の選考・決定に関する文書 (イ) 重要な表彰に関する文書
エ 議会における審議（(1)の部から(6)の部までに掲げるものを除く。）	議会審議文書	移管
オ 審議会における審議（(1)の部から(6)の部までに掲げるものを除く。）	審議会等文書	移管
カ 公文書の管理	(ア) 公文書ファイル管理簿その他の業務に常時利用するものとして継続的に保存すべき公文書	移管・廃棄簿は移管、その他の文書は廃棄

	(イ) 公文書ファイル等の移管又は廃棄の状況が記録された帳簿	
--	--------------------------------	--

注 別表第1に定めるところによる定義規定は、この表において適用する。

- 2 重大な災害、事件等への対応、歴史的催事その他重大事案に係る文書については、1の表において廃棄とされる文書であっても、第1の選別基準に該当する文書として知事に移管する。
- 3 知事の決裁を受けた事案に関する文書については、原則として知事に移管する。
- 4 1から3までに記載のない文書に関しては、1から3までに記載のある文書との均衡を考慮して、文書管理者が個別に判断する。
- 5 移管すべき文書が含まれている公文書ファイル等は、全て知事に移管する。